

子どもショートステイ事業・トワイライトステイ事業の利用事由に関する証明書類の変更について

【変更時期】

令和8年4月1日利用開始分から

※ 令和7年度利用分については、現行どおりとします。

【利用事由に関する証明書類（提出書類）】

	利用要件	利用事由に関する証明書類
1	病気、出産、けが等により入院又は自宅安静療養を必要とする場合	<ul style="list-style-type: none">■入院 入院予定日が分かる書類の写し（申請の都度）■自宅安静療養 ※医療機関が発行する診断書の写し（当該年度の四半期ごと）、特定医療費（指定難病）受給者証の写し（有効期間内であれば、当該年度の初回利用時のみ）等■出産 母子健康手帳の表紙及び出産予定日が分かる箇所の写し（申請の都度）
2	家族の疾病等により介護又は看護をする場合	介護又は看護を受ける方の身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し、介護保険被保険者証の写し、入院予定日が分かる書類等の写し、※医療機関が発行する診断書の写し等（有効期間内であれば、当該年度の初回利用時のみ。医療機関が発行する診断書の写しは、当該年度の四半期ごと）
3	事故又は災害に遭い、保育対象者の保育が困難な場合	事故証明書の写し、り災証明書の写し等（申請の都度）
4	仕事による出張、一時的な残業、夜間・宿直勤務等に従事する場合	出張に関する書類の写し（申請の都度。書類がある場合に限る。）
5	冠婚葬祭に出席する場合	冠婚葬祭の日時、開催場所等が分かる書類（案内状等）の写し（申請の都度）
6	育児疲れ、育児不安等により家庭で保育できない事情がある場合	—

※ 医療機関が発行する診断書（以下「診断書」という。）の写しを提出した利用申請の利用日が属する四半期の翌四半期にあっては、通院中であることが分かる書類（診療費請求書兼領収書の写しなど、氏名、診療科名、診療日、医療機関名等が記載されている書類。以下「通院中であることが分かる書類」という。）により代替することができます。ただし、提出した診断書の写しに記載された診断日以降のものに限ります。

（例）4月1日～2日（第1四半期）の利用申請時に「診断書の写し」を提出したときは、7月1～2日（第2四半期）の利用申請時に「通院中であることが分かる書類の写し」の提出に代えることができます。ただし、10月1日～2日（第3四半期）の利用申請時は、「診断書の写し」の提出が必要となります。